

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	八王子市 介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>八王子市は介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	
特記事項	-

評価実施機関名
八王子市長

公表日
令和3年7月1日

[平成31年1月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法、その他介護保険に関する法律及び条例等に基づき以下の事務を行う。 1. 介護保険の資格に関する事務 2. 介護保険料の賦課徴収及び還付に関する事務 3. 介護保険の要介護(支援)認定に関する事務 4. 介護保険及び地域支援事業の給付に関する事務 5. 利用者負担の減免に関する事務
③システムの名称	介護保険システム、認定支援システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項別表第1の68項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ①番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の各項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1、2、3、4、6、19、25、30、32、33、43、44、47の各条  2. 情報照会の根拠 ①番号法第19条第8号 別表第二 93、94の各項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 46、47の各条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 介護保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒192-0851 東京都八王子市元本郷町3丁目24番1号 八王子市役所本庁舎1階 福祉部介護保険課 (市政資料室内 情報公開・個人情報保護コーナーでも受け付ける)

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

〒192-0851 東京都八王子市元本郷町3丁目24番1号  
八王子市役所本庁舎1階 福祉部介護保険課  
電話 042-620-7442

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署	伊比 洋司	横溝 秀明	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
令和1年6月10日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	-	課長	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 1. 提出する特 定個人情報保護評価書の種 類	-	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 2. 特定個人情 報の入手(情報提供ネットワ ークシステムを通じた入手を除 く。)	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 3. 特定個人情 報の使用 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 3. 特定個人情 報の使用 権限のない者(元職員、アクセ ス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 4. 特定個人情 報ファイルの取扱いの委託	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 5. 特定個人情 報の提供・移転(委託や情報 提供ネットワークシステムを通 じた提供を除く。)	-	特に力を入れている	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 7. 特定個人情 報の保管・消去	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 8. 監査	-	自己点検、内部監査	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 9. 従業者に対 する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
令和2年10月21日	II しきい値判断項目 1..対象人数	平成27年9月25日 時点	令和2年6月10日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再 実施に伴うもの
令和2年10月21日	II しきい値判断項目 2..取扱者数	平成27年9月25日 時点	令和2年6月10日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再 実施に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ①番号法第19条第7号 別表第二 2. 情報照会の根拠 ①番号法第19条第7号 別表第二	1. 情報提供の根拠 ①番号法第19条第8号 別表第二 2. 情報照会の根拠 ①番号法第19条第8号 別表第二	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による号ズレに伴う変更事後で足りるものの任意に事前提出